

東京外国語大学 学内募集用

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団

2022 年度派遣留学奨学生募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人業務スーパージャパンドリーム財団（以下、「財団」という。）は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉学の間や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの間に開始される、**6 ヶ月又は 1 学期以上**の大学間又は部局間協定に基づく**語学研修を含まない**留学プログラム。ただし、文系学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨（後に単位を互換するかは問いません）
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、下記条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2022 年 4 月時点において日本国内の大学に所属していること。
- ③ 留学開始時点において大学 2 年生以上の学部生であること。
※大学院に在籍する方はご応募頂けません。
- ④ 2022 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ⑤ 日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。**※派遣留学学内選考合格者**
- ⑦ 財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。**※辞退済の場合は応募可**
- ⑧ 支援の対象が 1 つのプログラムのみであること
- ⑨ **留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。**
※プログラム参加目的が専門分野の履修であればセメスター内の語学履修は問題としない。
- ⑩ 専門職大学院への留学でないこと。
- ⑪ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から留学に関する奨学金を受給していないこと

と。ただし、渡航費の補助については除きます。なお、他団体への併願は認めます。

※留学に関する奨学金以外については併給可能とします。(大学からの奨学金も同様です)

※渡航費とは、往復航空券(エコノミークラスに限る)、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設料、海外諸税、海外傷害(旅行)保険、査証及び旅券の取得手続に要する諸費用、健康診断料・予防接種含み、その他財団が認める費用のことを指します。

- ⑫ 在籍する大学での単位システムに換算してセメスターあたり6単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。※単位認定の手続案内(<http://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/haken/dispatch.html>に掲載)を確認し、計画を立てること。
- ⑬ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。
- ⑭ 以下に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

	文系学部	理系学部	
学力基準	在籍する大学における成績係数（GPA）が 3 点満点としたとき 2.5 以上であること ※計算方法については6ページを参照すること。		
語学力基準	Ⅰ.留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること。		
	TOEFL PBT/ITP	500 以上	435 以上
	TOEFL iBT	70 以上	41 以上
	IELTS	5.5 以上	5.0 以上
	TOEIC	820 以上	650 以上
	Ⅱ.留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること。		
	中国語	HSK5級 180 点以上	HSK5級 180 点以上
	ヨーロッパ言語参照枠 （CEFR）	A2 以上	A2 以上
	その他の言語	留学先の使用言語の上記基準と同等程度の語学資格証明書 及び使用言語に関する専門家（語学担当教授、大学での語 学講師等）の証明書（留学先大学で使用する語学能力が上 記基準と同等程度と認められる証明）を提出することがで きる者。※	

※「その他の言語」の場合、語学資格証明書と使用言語に関する専門家の証明書の両方を提出してください。

4. 奨学金

- ① 支給額 月額 15 万円（給付型。返済の必要はありません。）
- ② 支給期間 原則 12 ヶ月以内で在籍する大学の留学担当課が認定する期間とします。
ただし、留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の支援金を支給致しません。
認定期間は、授業開始日から学期末試験最終日までとなります。オリエンテーションや語学研修などの期間は支援の対象となりません。
- ③ 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度とし、偶数月の末日に翌 2 ヶ月間で支給すべき額を日本国内金融機関の留学奨学生指定する口座に振込みます。

5. 募集期間

第一回募集 対象：2022 年 4 月～2022 年 11 月渡航予定の方

2021 年 12 月 16 日（木）～2022 年 1 月 17 日（月）

第二回募集 対象：2022 年 12 月～2023 年 4 月渡航予定の方

2022 年 6 月 1 日（月）～2022 年 7 月 8 日（金）

※郵送で提出する場合、締切日必着。

※2022年4月以降に実施されるドイツ語専攻内の選考により、2023年度派遣留学学内選考に先立ち、2023年4月までに開始する派遣留学プログラムに参加が内定している方は、応募の可否について事前に留学生課留学生交流係宛てにご相談ください。

6. 応募方法

上記の募集期間内に、以下の書類を提出すること。

書類は全て **A4 サイズ、片面印刷**としてください。それ以外は受付致しません。 **ホチキス止めはしないこと。**

提出方法詳細は、次ページで確認すること。

- ① 申請書 ※所定様式あり
- ② 誓約書 ※所定様式あり
- ③ 指導教員推薦書 ※所定様式あり。教員から直接留学生課に提出していただくよう応募者が教員に依頼してください。
- ④ 在学証明書 ※教務課前自動発行機で募集期間内に発行したもの
- ⑤ 成績証明書 ※教務課前自動発行機で募集期間内に発行したもの
※編入生の方は編入前の成績証明書もあわせて提出してください。
- ⑥ 現在履修中の授業科目がわかる書類 ※学務情報システムから「履修登録確認表」を印刷すること。
- ⑦ 語学能力を証明する資料の写し ※応募資格⑭を満たしていることが確認できるもの

⑧ボランティア参加経験のある方はその証明書の写し（証明書の発行は任意なので、発行出来なくても問題ございません）

⑨成績係数計算用シート（所定様式あり）

【提出方法詳細】

①、②、④～⑨（⑧は該当者のみ）を郵送または窓口で提出すること。

③は、応募者が教員に依頼して、**応募期間内**に**教員から直接留学生課に提出**してください。学生経由では受理いたしません。原則として言語文化学部1・2年生は専攻言語代表教員、国際社会学部1・2年生は地域代表教員または専攻言語代表教員、国際日本学部の1・2・3年生は教務担当学部長補佐、3・4年生（国際日本学部は4年のみ）は所属学部に関係なく指導教員（ゼミの先生）に作成を依頼してください。ただし、日頃授業等で指導していただいている応募者本人のことを最も良くご存じで、推薦書（所定様式あり）の内容を記入していただくのに相応しい先生に依頼してください。

上記原則以外の教員に依頼する場合、事前に留学生課に相談してください。

【書類提出先】

学務部留学生課留学生交流係（派遣留学担当）
〒183-8534
東京都府中市朝日町3-11-1
留学生日本語教育センター1階 留学支援共同利用センター内
9:00-12:40, 13:40-16:30（12:40-13:40は閉室）
E-mail : haken@tufs.ac.jp

※郵送で提出する場合、封筒に「業務スーパー奨学金応募書類在中」と朱書きすること。

7. 選考及び結果発表

【第一回募集】

・第一次選考（書類審査）

選考結果は2022年3月中旬までに留学生課を通してメールで通知します。

・第二次選考（面接審査）※面接免除やもしくは課題審査に変更する可能性あり

面接審査は次のいずれか1日に兵庫県またはオンラインにて実施します。

2022年3月28日（月）～3月31日（木）

※財団から指定された面接日時を変更することはできません。予定を空けておいてください。

【第二回募集】

・第一次選考（書類審査）

選考結果は2022年9月中旬までに留学生課を通してメールで通知します。

・第二次選考（面接審査）※面接免除やもしくは課題審査に変更する可能性あり

面接審査は次のいずれか1日に兵庫県またはオンラインにて実施します。

2022年9月20日（火）・9月22日（木）

※財団から指定された面接日時を変更することはできません。予定を空けておいてください。

8. 報告書

支援終了から4ヶ月以内に、学習に関する報告書（様式指定）を在籍する大学へ提出して頂きます。提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

9. 申請書類（所定様式）について

大学ウェブサイトからダウンロードしてください。

http://www.tufs.ac.jp/student/tuition_scholarship/scholarship/nihongakusei.html

10. 留意事項

（1）奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。

- ① 申請書類に虚偽があった場合。
- ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
- ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
- ④ 学業成績が不良の場合。
- ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
- ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
- ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
- ⑧ 報告書の提出が無い場合。
- ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。

（2）選考を通過した時点で、在籍する大学の留学生担当課宛に「内定通知書」をメールにてお送り致します。

その後、留学先大学の「受入許可証（ACCEPTANCE LETTER）」の写し・アカデミックカレンダー・大学事務担当者様ご作成の「期間確認書」を財団にご提出頂いた時点をもって正式決定とし、財団より在籍する大学の留学生担当課宛に「決定通知書」をメールにてお送り致します。

留学開始日までに上記「受入許可証（ACCEPTANCE LETTER）」の写しをご提出頂けない場合は内定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。

- (3) 申請書に記載のない大学への変更については、原則認めません。
- (4) 留学終了後の成績通知及び語学検定等試験の結果のご提出をお願いする場合があります。

11. その他注意事項

- ・締切日を過ぎた場合、如何なる理由であっても申請書類は受理いたしません。
- ・申請書類は記入漏れのないように作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。

12. 個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた個人情報につきましては、本事業実施のために利用致します。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用致しません。また、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

学生から財団へ直接の問い合わせは受付しておりません。

在籍大学留学窓口を経由してご連絡くださいますようお願い申し上げます。

▼成績係数（GPA）の計算方法について▼

本学に入学してから応募時点までに成績証明書に反映されている全ての学期の成績で計算します。

GPA対象外の科目（基礎演習、基礎リテラシー、教職科目、ショートビジット（現地で学ぶ）など）は除外して計算します。

各評価ポイントを単位数で積算して合計し、総登録単位数で除して算出します。

総登録単位数にはF（評価ポイント0）の単位数も含めて計算します。

評価ポイント：SおよびA→3、B→2、C→1、F→0

《計算式》

$$\frac{(\text{「評価ポイント3の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$